第3章　松島町の現状と課題

第3章　松島町の現状と課題

我が国を取り巻く社会・経済情勢の動向、松島町の現状と住民意向、まちづくりの主要課題を以下に示す。

3－1　社会・経済情勢の動向

松島町におけるまちづくりを進めるにあたっては、我が国を取り巻く社会・経済状況の変化に十分配慮していく必要がある。

①人口減少、超高齢社会への対応

《動向》
- 全国的な人口減少と少子高齢化の進行
- 国内需要や労働力人口の減少などによる経済規模の縮小
- 年金や医療・介護等の社会保障費の増加

《求められる対応》
⇒安全・安心に暮らせる住環境と安定した雇用環境の確立
⇒子どもを安心して生み育てられる環境整備と、次世代を担う子どもたちへの質の高い教育環境整備
⇒高齢者が安心して生きがいを持って生活できるような地域の交流の場や医療・福祉の充実

②経済状況の変化への対応

《動向》
- 景気の緩やかな回復基調下における労働力不足、非正規雇用者数の増加
- 一億総活躍社会実現に向けた働き方改革等の気運の高まり
- 第 1 次産業及び第 2 次産業の低迷、農林水産業の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増大
- 公共施設等の長寿命化、適切な維持管理への対応

《求められる対応》
⇒多様な働き方の実現と人材力強化に向けた取り組みの推進
⇒第1次産業及び第2次産業など、地域の特性を踏まえた産業の振興策の推進
⇒厳しい地方財政を踏まえた社会基盤の計画的整備と維持管理の推進

③国際化の進展への対応

《動向》
- 経済・金融・政治・産業・文化など多種多様な分野においてグローバル化の進展
- 製品・労働力・知的財産権等、幅広い経済活動に関する貿易の自由化の進展
- 経済活動機会獲得の地域間競争の激化による雇用の場や需要の減少
- 新興国の経済成長や東京オリンピック開催などによる外国人観光客のさらなる増加

《求められる対応》
⇒地域産業の構造改革や生産性の向上、優れた人材の確保・育成
⇒地域の特性を生かした自立的な産業構造の確立
⇒国際観光への対応を見据えた魅力ある地域づくりの推進

④情報化社会への対応

《動向》
- 情報通信技術(ICT)の普及、情報入手環境の充実
- 住民の生活・災害情報など、地方自治体などからの情報発信の多様化
- 世代間、利用環境などによる情報量の格差や、セキュリティに対する懸念

《求められる対応》
⇒住民や観光客の利便性向上の情報や災害情報等の発信手段、意見・ニーズ等の収集手段として、まちづくりへの情報通信技術(ICT)の積極的な活用推進
⇒情報機器操作の習得など情報格差の低減、個人情報の保護や情報教育の推進

⑤環境・エネルギー問題への対応

《動向》
- 地球温暖化や絶滅種の増大など、地球規模での環境問題の発生
- 異常気象の多発による、土砂崩れ、浸水などの自然災害の発生
- 東日本大震災・原子力発電所の事故を踏まえた、再生可能エネルギーを含めたエネルギー安定供給への対応

《求められる対応》
⇒自然エネルギーの有効活用
⇒大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動やライフスタイルの見直しによる循環型社会の構築
⇒近年多発している自然災害に対応可能な基盤整備の推進

⑥地方創生のまちづくりへの対応

《動向》
- 地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中と地方人口減少
- まち・ひと・しごと創生法に基づく、地域の実情に応じた魅力あるまちづくりの推進

《求められる対応》
⇒人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保するための総合戦略の積極的推進
⇒地域経済の活性化、産業の高付加価値化等による安定した雇用の創出
⇒若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現し、安全・安心な暮らしを守る取り組みの推進

⑦協働社会形成への対応

《動向》
- ライフスタイルの変化や少子高齢化等により、地域コミュニティの主体性や活力が低下・喪失
- 環境、消防・防災、防犯、教育など、多様化する住民のニーズに行政のみが対応することは困難な状況
- 東日本大震災や近年の自然災害を通じ、地域の防災活動や住民同士の助け合い等、地域コミュニティの必要性・重要性を再認識

《求められる対応》
⇒住民・企業・NPO・ボランティア団体など多様な主体が行政と役割分担し、連携・協働し取り組み推進
⇒地域活動の担い手育成による、地域コミュニティの存続

3－2　松島町の現状

（1）自然条件

松島町は宮城県の海岸中央部、仙台市の北東約20kmに位置し、東は東松島市、西は宮城郡利府町及び黒川郡大郷町、北は大崎市、南は松島湾をへだてて塩竈市浦戸諸島に接している。

町土の面積は53.56k㎡(5,356ha)で、北東から南西に横長く、南北約10.5km、東西約9kmである。西南部から中央部にかけて松島丘陵が伸び、その北端には吉田川、鳴瀬川が東流して石巻湾に注いでいる。また、町内では高城川が南北に流れ松島湾に注いでおり、河口部の低地には住宅地が広がっている。南部は大小260余の島々が点在する松島湾に面している。松の緑を添えて点在する島々は、波浪の侵食と風化作用によって珍しい姿を形づくり、1年を通じて様々な景観を呈し、眺望、景観の良さから、古くから日本三景の一つとして知られ、東北はもとより松島はわが国の代表的な観光地となっている。

気候は、太平洋側気候に属し、年間平均気温が11℃から12℃で比較的温暖な気候で、東北地方でも降雪量は少ない町である。

松島町の位置

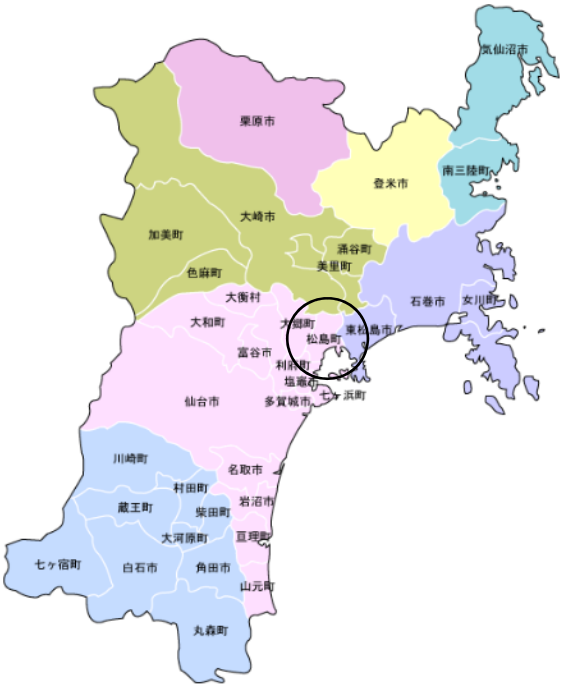

松島湾と松島丘陵

地形図

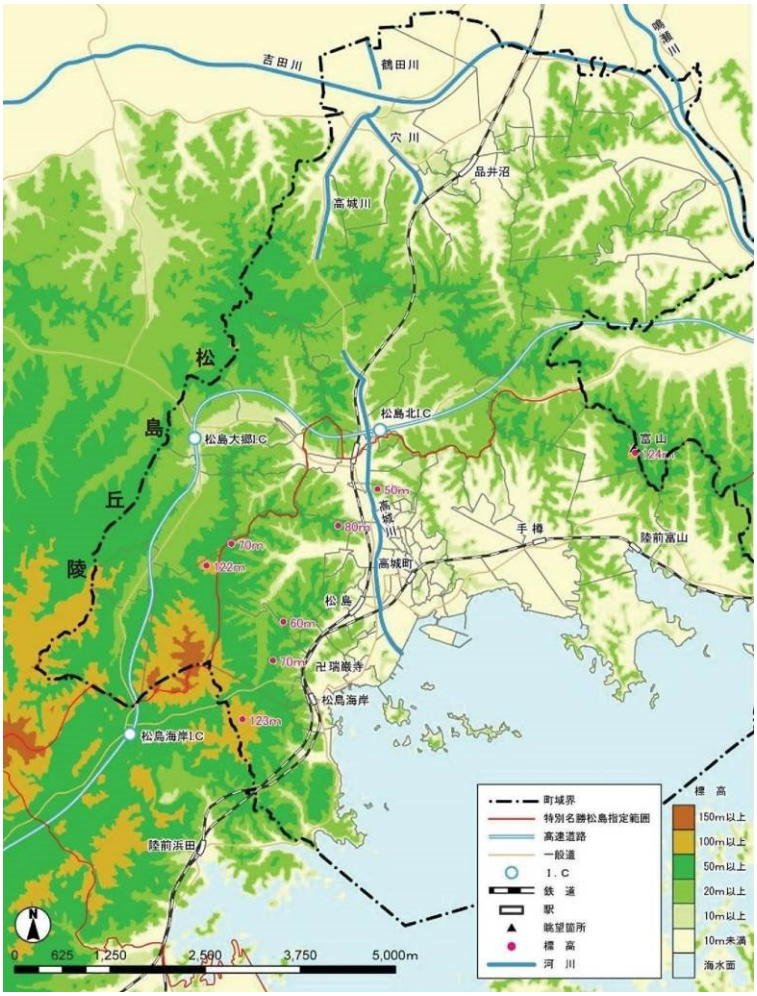

※地形図資料：国土地理院基盤地図情報

(2) 人口動向

1) 人口・世帯

松島町の人口は、昭和60年の17,568人(国勢調査)をピークに少子化等の影響により減少しており、平成22年には15,085人、平成27年では14,421人となっている。

世帯数については、平成12年まで増加してきたが、以降は微減又は横ばいとなっており、平成22年では5,126世帯、平成27年では5,112世帯となっている。

過去25年間の推移では、人口が約3,000人減少しているが、世帯数は約230世帯増加しており、1世帯あたり人員が3.57人から2.82人と核家族化が進行している。

松島町では、少子高齢化が著しく、平成27年においては、0歳～14歳は10%程度であり、65歳以上は約35%と県平均25.7%(平成27年国勢調査宮城県データ)に比べ高い割合となっている。

人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移

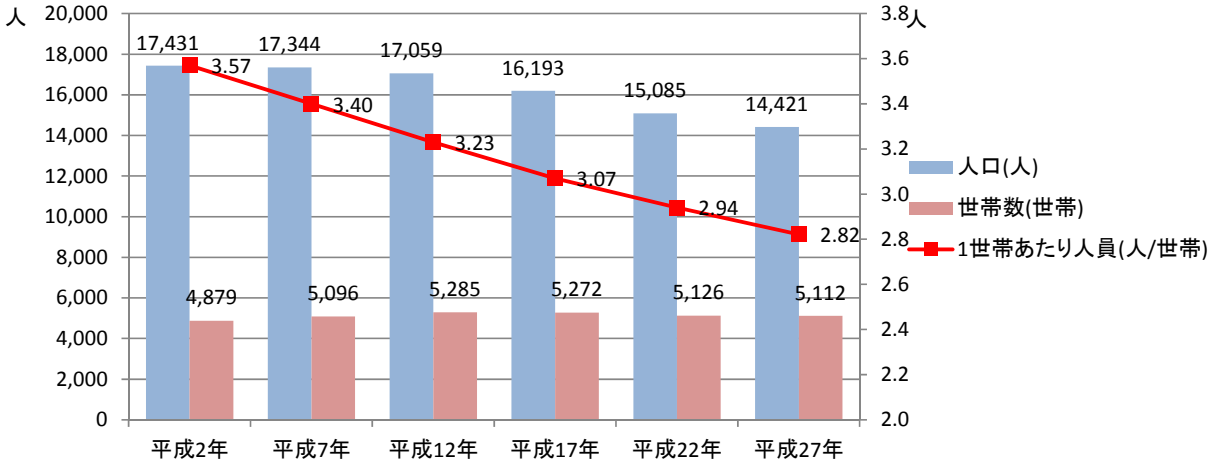

注)各年10月1日現在

※資料:国勢調査

年齢構成別人口の割合(%)

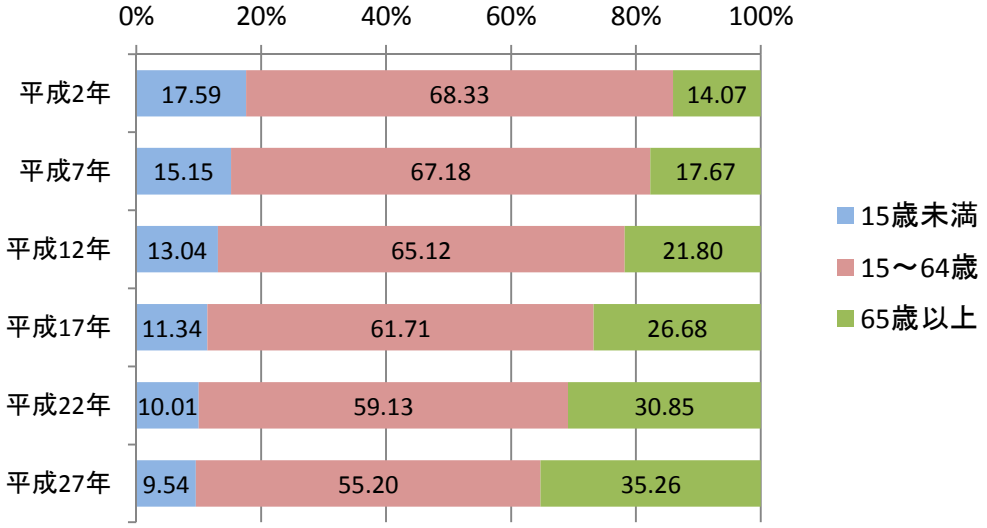

注)各年10月1日現在

※資料:国勢調査

2）人口集中地区及び区域区分別の面積・人口

昭和55年に90haであった人口集中地区（DID）※1の面積は、平成12年までに約83haの拡大が生じている。平成2年から平成7年にかけては松島地区・松島海岸地区を中心に拡大しており、その後は高城川左岸の町の中心部の北東方向に拡大している。

平成17年からは、都市的地域の観点から磯島区域が人口集中地区に設定され、平成17年及び平成27年における人口集中地区面積は179haとなっている。

平成27年における人口集中地区人口は6,928人で、人口密度は38.7人/haとなっている。

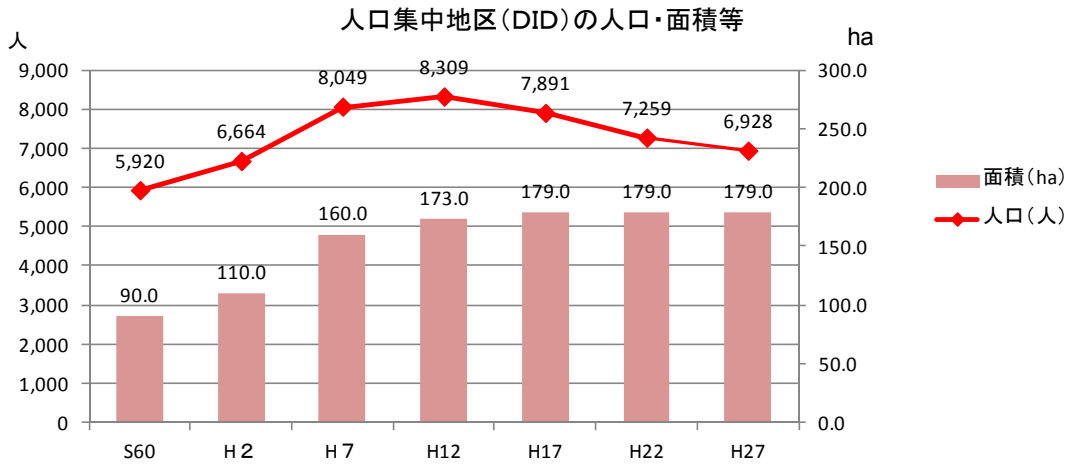

注）各年10月1日現在　　※資料：国勢調査

人口集中地区（DID）の変遷

■昭和55年 ・ 昭和60年　A＝90ha

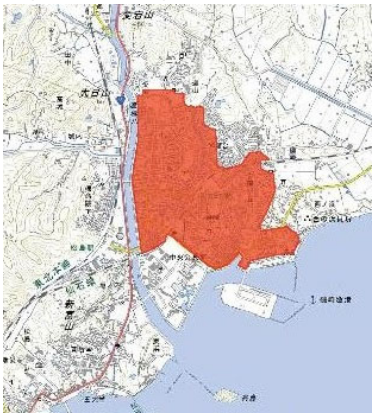

■平成2年　　A＝110ha

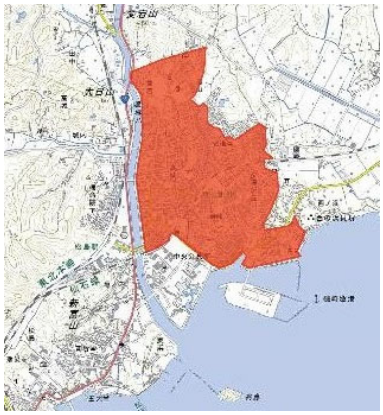

■平成7年　　A＝160ha

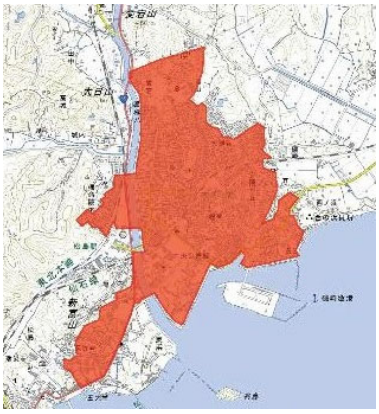

■平成12年　　A＝173ha

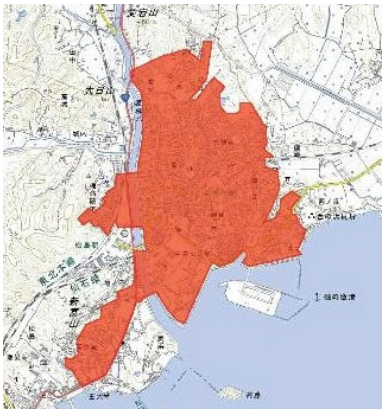

■平成17年 ・ 平成22年 ・ 平成27年　A＝179ha

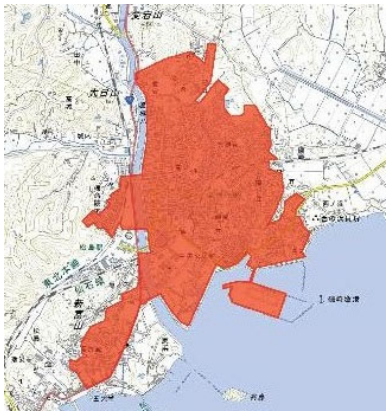

※1人口集中地区（DID）：人口密度の特に高い地域を表しており、設定基準は人口密度が1km²につき4,000人以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

平成27年における市街化区域及び市街化調整区域の面積は、それぞれ288ha、5,068haとなっている。

人口動態をみると、平成7年までは、都市計画区域(行政区域)内人口に大きな変動が無い中で、市街化区域内人口が増加しており、市街化調整区域から都市部への人口移動の傾向がみられた。

平成12年以降は、市街化区域、市街化調整区域ともに人口減少し、平成27年における市街化区域内人口は9,974人、市街化調整区域内人口は4,447人で、平成22年との比較では市街化区域で42人の増加、市街化調整区域で706人の減少となっている。

平成27年における全人口に対する市街化区域と市街化調整区域の人口割合は、それぞれ約69%、31%となっている。

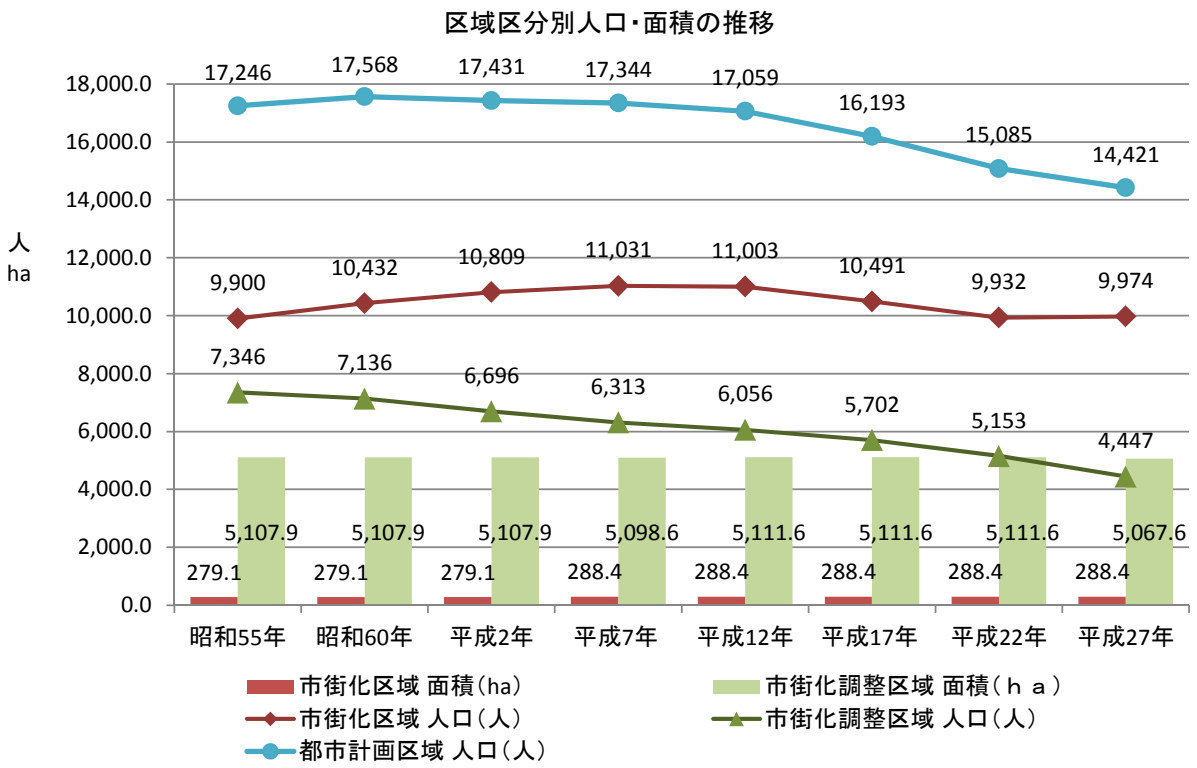

区域区分				昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
都市計画区域	市街化区域	DID	人口(人)	5,770	5,920	6,664	8,049	8,309	7,891	7,259	6,928
			面積(ha)	90.0	90.0	110.0	160.0	173.0	179.0	179.0	179.0
			人口密度(人/ha)	64.1	65.6	60.6	49.1	48.0	44.1	40.6	38.7
		DID外	人口(人)	4,130	4,530	4,071	2,982	2,694	2,600	2,673	3,046
			面積(ha)	189.1	189.1	169.1	128.4	115.4	109.4	109.4	109.4
			人口密度(人/ha)	21.8	24.0	24.1	23.2	23.3	23.8	24.4	27.8
		小計	人口(人)	9,900	10,432	10,809	11,031	11,003	10,491	9,932	9,974
			面積(ha)	279.1	279.1	279.1	288.4	288.4	288.4	288.4	288.4
			人口密度(人/ha)	35.5	37.4	38.7	38.2	38.2	36.4	34.4	34.6
	市街化調整区域		人口(人)	7,346	7,136	6,696	6,313	6,056	5,702	5,153	4,447
			面積(ha)	5,107.9	5,107.9	5,107.9	5,098.6	5,111.6	5,111.6	5,111.6	5,067.6
			人口密度(人/ha)	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9
	合計		人口(人)	17,246	17,568	17,431	17,344	17,059	16,193	15,085	14,421
			面積(ha)	5,387	5,387	5,387	5,387	5,400	5,400	5,400	5,356
			人口密度(人/ha)	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.0	2.8	2.7

注)各年10月1日現在　※資料:国勢調査

（3）土地利用

町土面積5,356haのうち、約5割が松島丘陵を中心とする森林となっており、平成27年現在2,784haとなっている。森林に次いで農地が978haと多くなっているが、過去10年間では、農地が62ha（6.0％）減少し、宅地が9ha（3.0％）増加しており、緩やかな宅地化の進行がみられる。

松島町は、平成22年に仙塩広域都市計画区域に編入され、区域区分により、都市計画区域の約5％にあたる288haが市街化区域、約95％が市街化調整区域となっている。

用途地域は、住居系と商業系のみが指定されており、住居系用途地域が全体の約8割を占めている。

平成17年と平成27年の土地利用状況

単位：ha

区分	農地			森林			原野等	水面・河川・水路				道路				宅地				その他	合計
		田	畑		国有林	民有林			水面	河川	水路		一般道路	農道	林道		住宅地	工業用地	その他の宅地		
平成17年	1,040	889	151	2,779	147	2,632	0	329	51	221	57	285	210	72	3	303	204	19	80	668	5,404
構成比	19.2%	16.5%	2.8%	51.4%	2.7%	48.7%	0.0%	6.1%	0.9%	4.1%	1.1%	5.3%	3.9%	1.3%	0.1%	5.6%	3.8%	0.4%	1.5%	12.4%	100.0%
平成27年	978	837	141	2,784	156	2,628	12	308	32	221	55	286	220	66	0	312	220	0	92	676	5,356
構成比	18.3%	15.6%	2.6%	52.0%	2.9%	49.1%	0.2%	5.8%	0.6%	4.1%	1.0%	5.3%	4.1%	1.2%	0.0%	5.8%	4.1%	0.0%	1.7%	12.6%	100.0%

注）各年4月1日現在ほか

※資料：宮城県統計年鑑

平成17年と平成27年の土地利用状況の比較

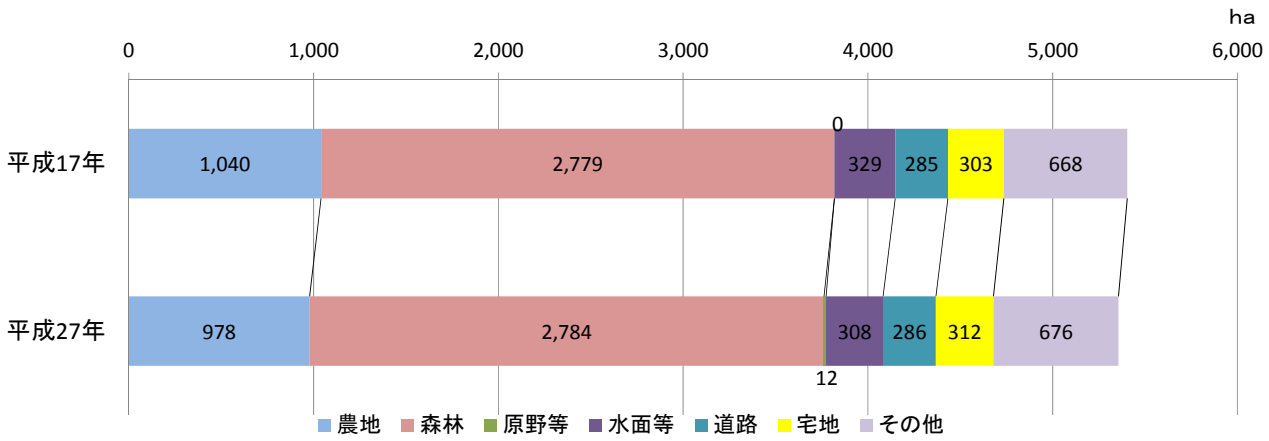

(4) 住宅

松島町の住宅戸数は、平成12年に5,000戸を超えたのを境に微減傾向にあり、平成27年の住宅戸数は4,984戸となっている。

形態別では、持ち家が約80％で最も多く、民間住宅(借家)が約14％、公営住宅が約4％となっている。

東日本大震災による家屋被害は、平成27年6月1日現在において、全壊221戸、大規模半壊362戸、半壊1,231戸、一部損壊1,562戸を数えている。

なお、震災後、住宅対策として、災害公営住宅(華園17戸、美映の丘35戸)が平成27年度に完成している。

形態別の住宅戸数の推移

単位：戸

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
持ち家	3,605	3,804	3,987	4,011	3,995	4018
公営住宅	216	193	157	162	154	192
民間住宅	702	679	789	755	749	701
給与住宅	75	68	24	36	37	30
間借り	5	42	50	38	29	43
合　計	4,603	4,786	5,007	5,002	4,964	4,984

注)各年10月1日現在

※資料:国勢調査

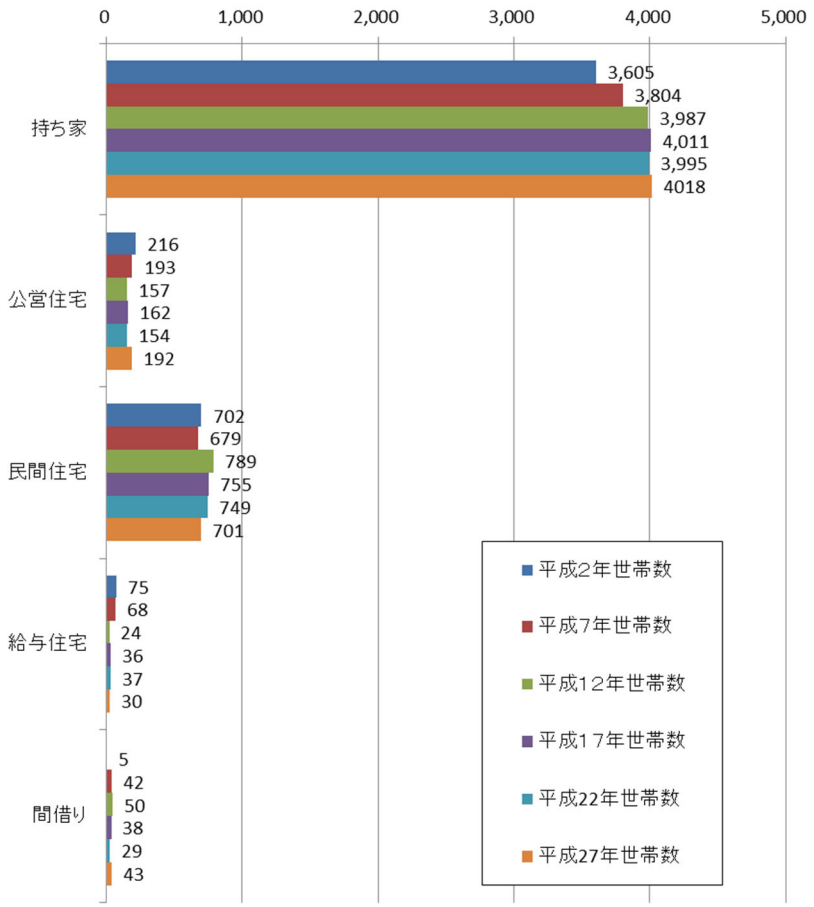

形態別の住宅戸数の割合(平成27年)

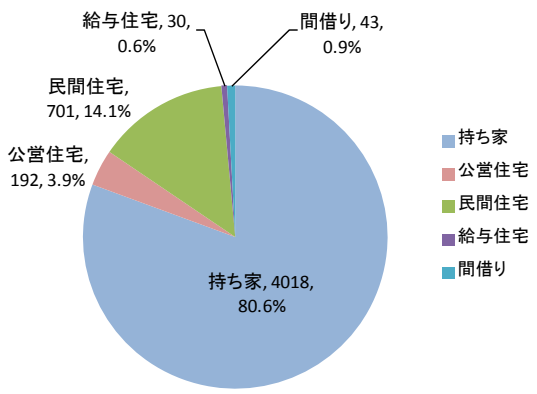

※資料:国勢調査

(5) 産業

松島町の産業は、観光業を主体とし、このほかでは農業、水産業、商業が基幹産業となっている。

産業別人口の推移では、第2次産業就業者及び第3次産業就業者においては、平成2年から平成7年にかけて若干の増加がみられるが、平成7年以降は減少傾向にあり、平成12年から平成27年の15年間をみると、第二次産業で1,950人から1,451人と約500人（約26%）、第3次産業では5,922人から4,919人と約1,000人（約17%）の減少となっている。

第1次産業数業者は、年々減少しており、特に平成17年から平成22年の5年間においては、563人から385人と約180人（約32%）の大幅な減少がみられる。

平成27年の産業別人口構成比では、第3次産業就業者が約73%、第2次産業就業者が約22%、第1次産業就業者が約5%となっている。

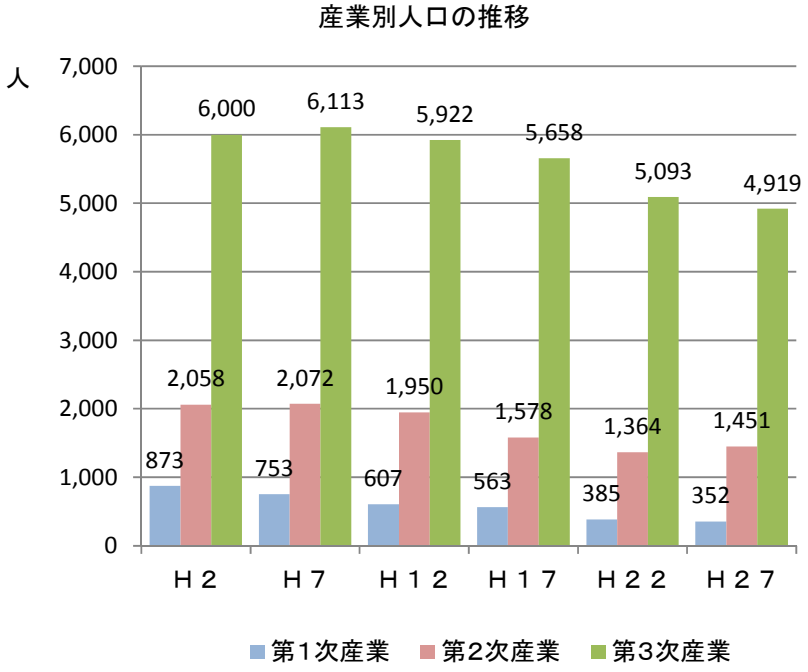

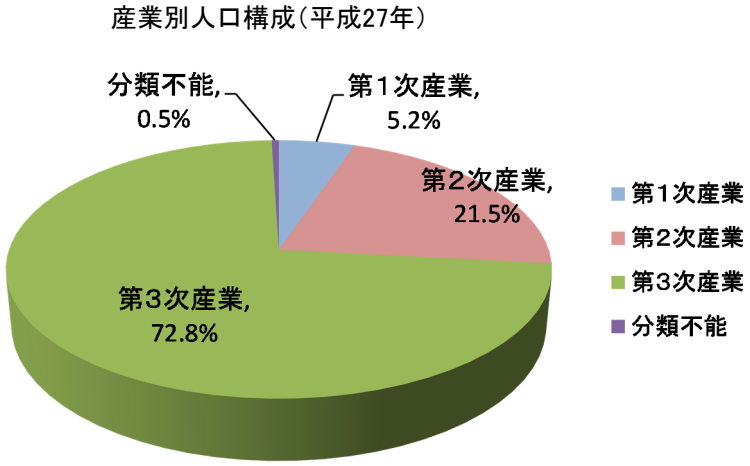

注）各年10月1日現在

※資料：国勢調査

(6) 観光

松島町は、国宝瑞巌寺や国指定重要文化財の五大堂など数々の歴史的建造物を有し、国の特別名勝及び県立自然公園に指定されており、年間おおむね300万人の観光客が訪れている。

過去10年間の観光入込数は、平成22年まではおおむね360万人前後で推移し、東日本大震災が発生した平成23年には約220万人に落ち込んだものの、現在は徐々に回復し、平成28年には約277万人となっている。

宿泊者数は、おおむね67万人前後で推移していたが、東日本大震災以降は若干減少しており、平成28年では約64万人となっている。平成23年は約88万人と高い数値となっているが、ボランティアや工事関係者等の震災復興関連の需要が大きい。

居住地別の宿泊観光客数では、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン等の効果もあって県外が多くなっており、その内訳は震災の直前から「関東」が最多となっている。

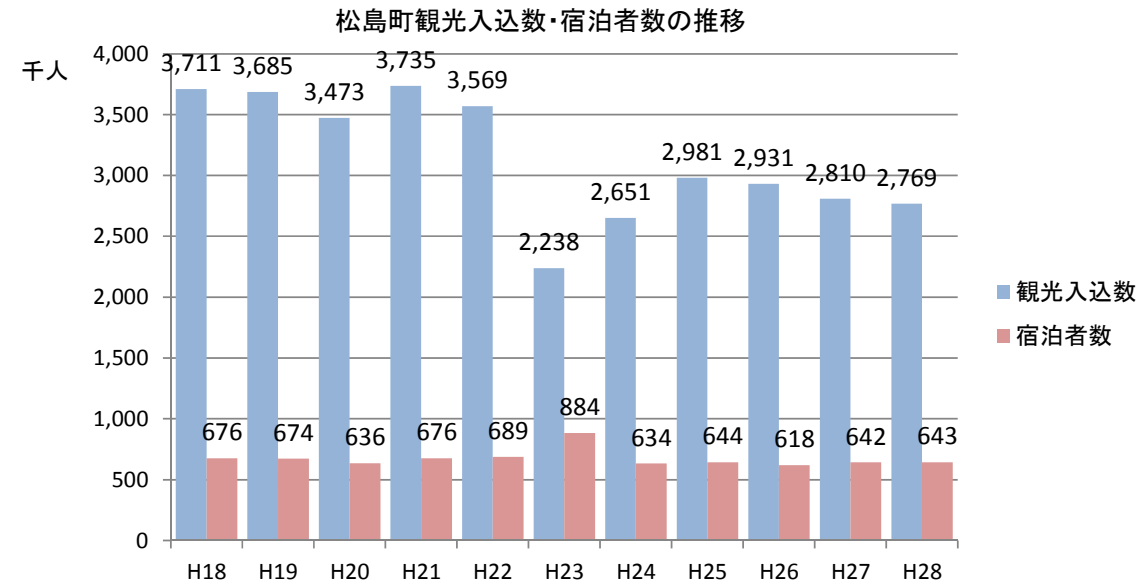

注)各年12月31日現在　※資料:産業観光課

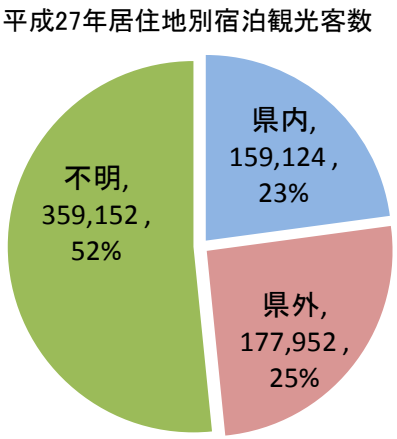

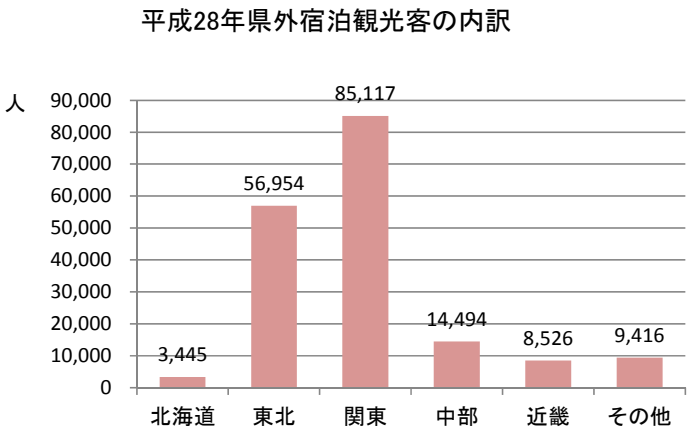

※資料:宮城県観光統計概要(平成28月12月31日現在)松島町、塩竈市、七ヶ浜町を含む「松島地区」の実績

（7）交通

道路は、国道45号を中心に、国道346号、主要地方道仙台松島線、主要地方道奥松島松島公園線、一般県道赤沼松島線などにより交通ネットワークを形成している。また、三陸縦貫自動車道が東西に横断しており、町内に2箇所（松島大郷IC、松島北IC）、近接して1箇所（松島海岸IC）のインターチェンジが存在し、道路交通の利便性は高いものの、国道45号には観光、物流、生活などあらゆる交通が流入しており、交通混雑の緩和が長年の課題となっている。

鉄道は、JR仙石線が町域を東西に横断、JR東北本線が町域を南北に縦断しており、松島町は仙台市と約30分の時間距離に位置している。町内には、JR仙石線4駅、JR東北本線3駅の合計7駅があり、県内各地へのアクセスの利便性が高く、通勤・通学にも利用されている。また、平成27年5月には、仙石線・東北本線接続線事業の実施により、松島駅と高城町駅間が仙石線と東北本線の接続線として整備され、仙石東北ラインの運行が開始している。

駅別の平均1日あたりの乗車人員の推移をみると、仙石東北ラインの運行の影響により、主に地域住民が利用する高城町駅は増加傾向にあり、平成28年で1,446人となっている。一方、松島駅は減少傾向にあり、平成28年で889人となっている。また、「日本三景松島」の玄関口として多くの観光客に利用されている松島海岸駅は横ばいの傾向にあり、平成28年で1,017人となっている。

なお、その他の交通機関として、町営バスが4路線（北松島線、北松島線（中廻り）、松島東線、松島西線）整備されており、住民の足として北部の一部地域を除きおおむね町内全域をカバーしている。

JR駅　平均1日あたり乗車人員の推移

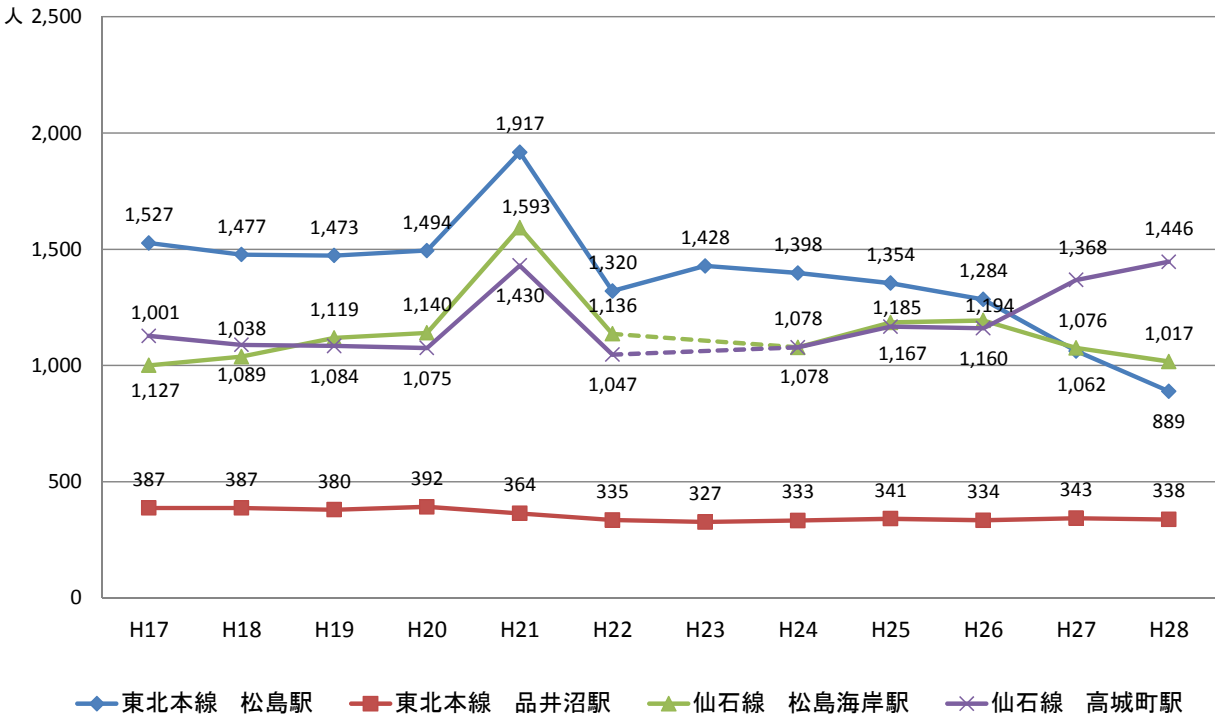

※資料：JR東日本　（H23仙石線は震災の影響により未集計）

主要道路網図

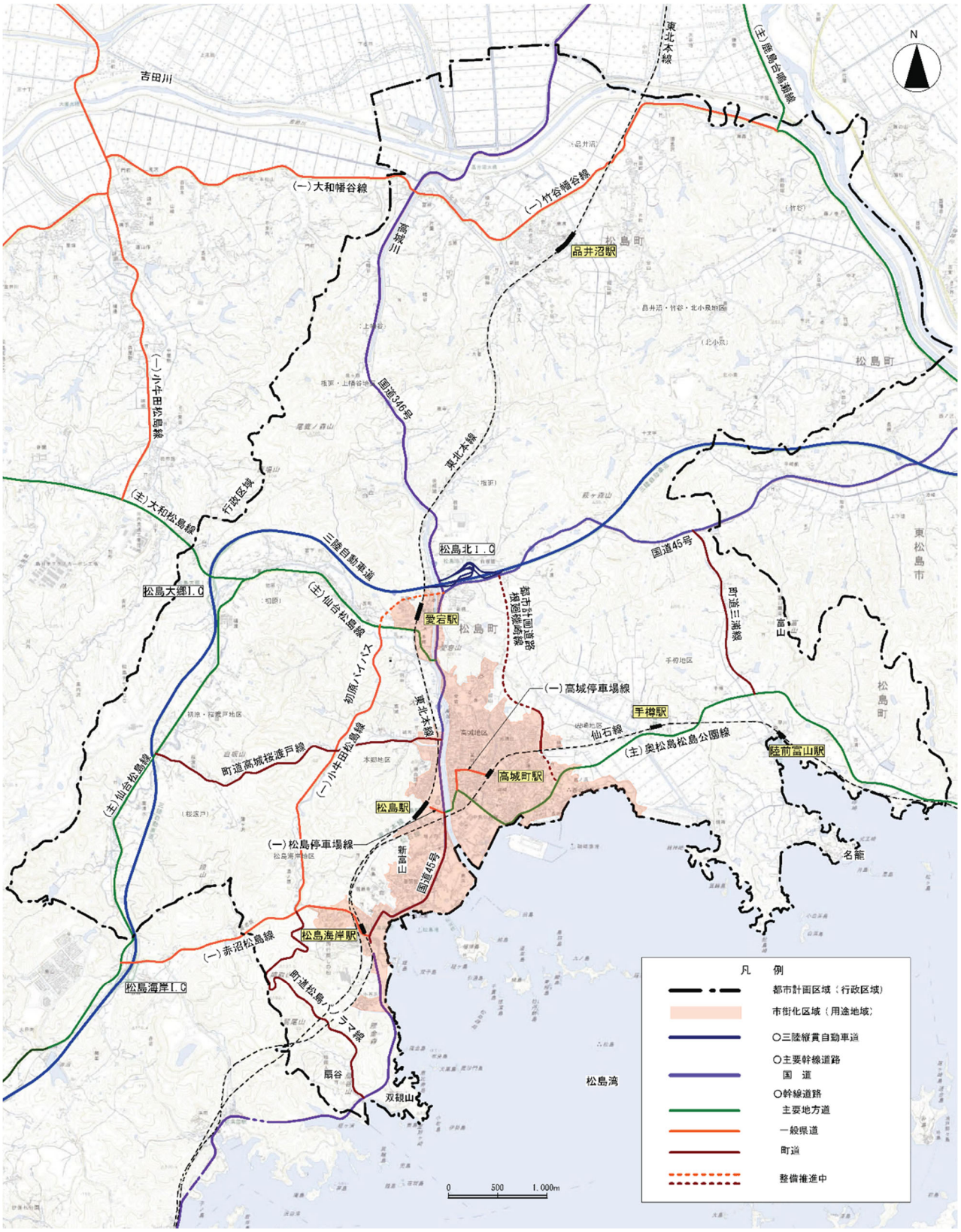

注）平成30年3月現在

(8) 都市計画区域・用途地域

①都市計画区域

町域のほぼ全域の約5,352haが仙塩広域都市計画区域に含まれている。仙塩広域都市計画区域は、仙台市を中心とした6市4町1村(仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村)にまたがる県内最大の都市計画区域となっている。

仙塩広域都市計画区域には区域区分が定められており、松島町は都市計画区域の約5%にあたる288haが市街化区域、残る5,064haが市街化調整区域となっている。

松島町では、平成27年時点において、市街化区域内に町の人口の66%にあたる約9,800人が居住しており、同区域の人口密度は約34人/haとなっている。

都市計画区域の概要

区分		面積(ha)	人口(千人)	人口密度(人/ha)
都市計画区域 (仙塩広域都市計画区域のうち松島町の範囲)		5,352	14.9	2.78
	うち市街化区域	288	9.8	34.03
	うち市街化調整区域	5,064	5.2	1.03

注)平成30年3月現在においても面積値は変更なし　※資料:平成27年都市計画現況調査

②用途地域

松島町では、市街化区域の全域に用途地域が指定されており、第二種住居地域(75.4ha)が最も大きな面積を占め、次いで第一種低層住居専用地域(71.9ha)、第一種住居地域(70.7ha)となっており、住居系用途地域が全体の約8割を占めている。その他は、商業地域(32.1ha)と近隣商業地域(24.6ha)で、工業系の用途地域は指定されていない。

用途地域の指定状況

区分		面積(ha)	構成比(%)
住居系	第一種低層住居専用地域	71.9	24.9
	第二種低層住居専用地域	2.5	0.9
	第一種中高層住居専用地域	11.2	3.9
	第一種住居地域	70.7	24.5
	第二種住居地域	75.4	26.1
商業系	近隣商業地域	24.6	8.5
	商業地域	32.1	11.1
合計		288.4	100.0

注)平成30年3月現在においても面積値は変更なし　資料:平成27年都市計画現況調査

用途地域の指定状況

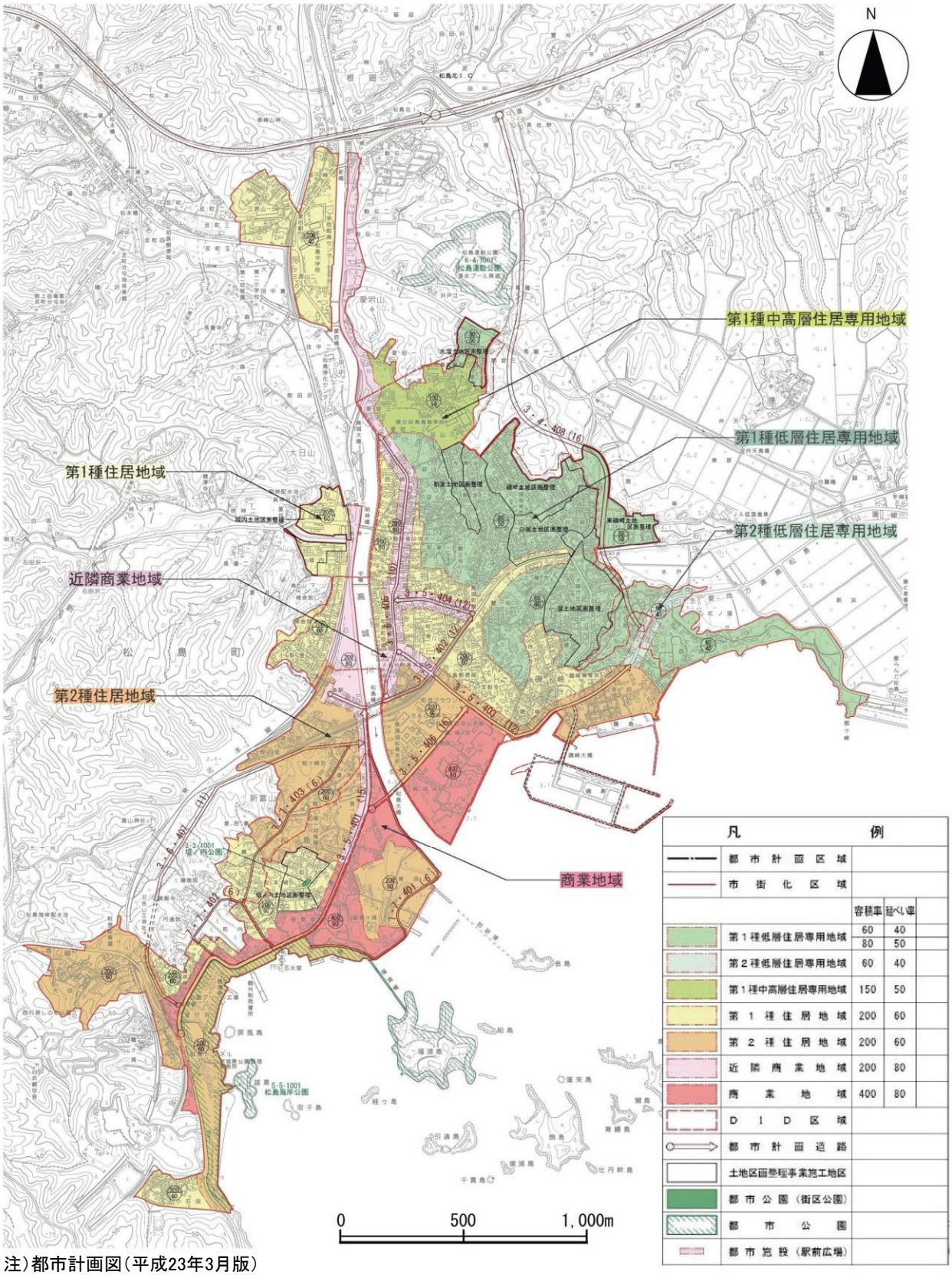

注）都市計画図（平成23年3月版）
　平成30年3月現在も用途地域は変更無し

（9）土地利用規制（特別名勝の指定状況）

松島町は、国の指定する文化財の一つである特別名勝に指定されており、その範囲は、塩竈市、東松島市、七ヶ浜町、利府町、松島町の二市三町にまたがっている。

松島町においては、松島湾に面する広範な区域において、「特別保護地区」、「第1種保護地区（3区分）」、「第2種保護地区(2区分)」、「第3種保護地区」に位置づけられており、市街化区域のほとんどのエリアが特別名勝に指定され、高さ制限等の土地利用上の規制が設定されている。

特別名勝松島の指定状況

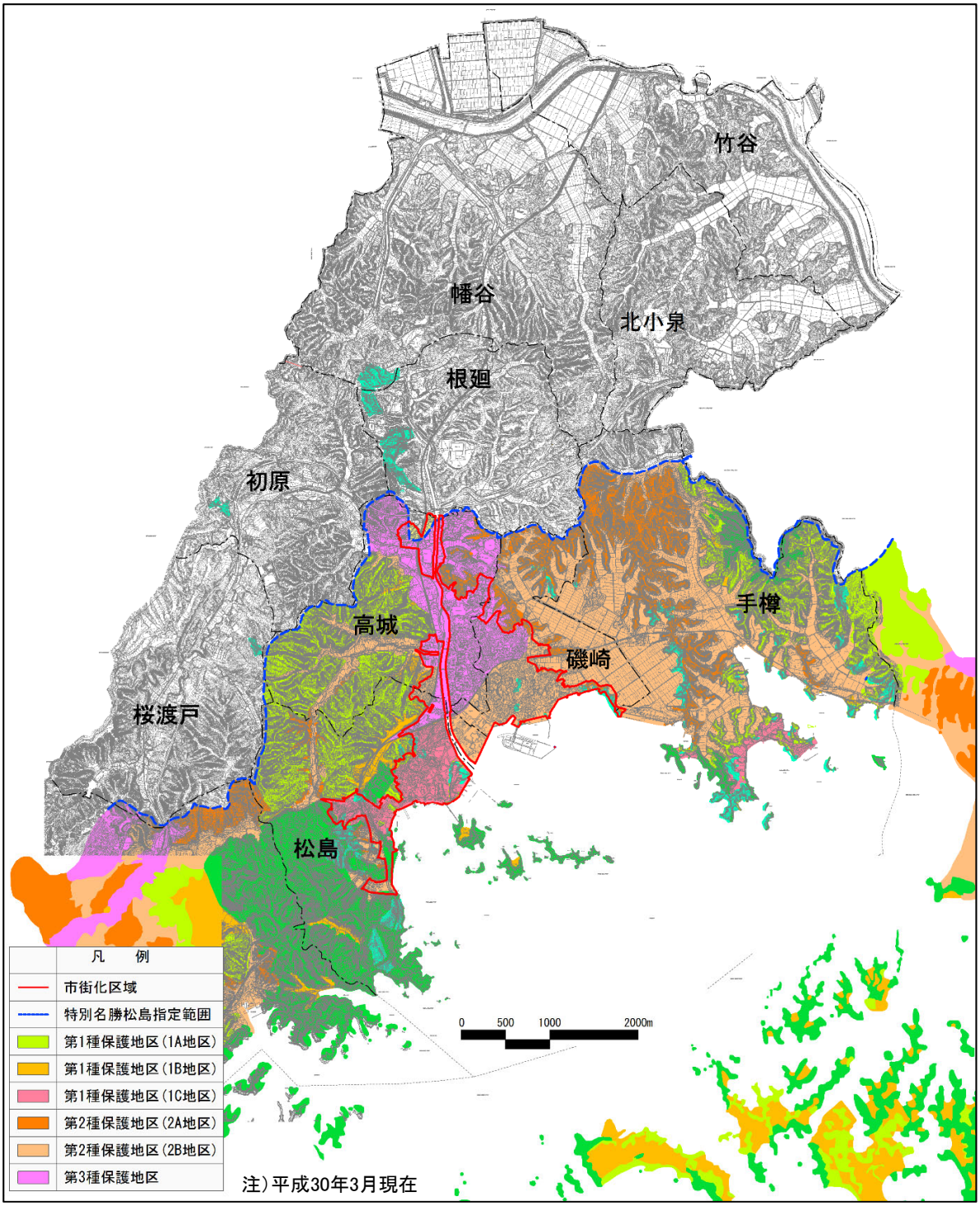

なお、宮城県が設定している特別名勝松島保存管理計画における保護地区の概要と取扱いを以下に示す。

□保護地区の概要

保護地区区分	概　　要		
特　別	松島固有の自然的・人文的景観が、典型的に残り、景観の中心となる最も重要な地区		
第1種	特別保護地区に準じ、松島の景観の保持に、近景・遠景として大切な役割を果たす地区	1A	特別保護地区に隣接し自然地形や植生等基本的な要素が特に良好に残る地区
		1B	宅地、農地などなんらかの人為的な土地利用がなされている地区
		1C	既に市街地となっている地区
第2種	海上や展望地点からの主に遠景として大切な役割を果たす地区	2A	自然地形や植生等基本的な要素が良好に残る地区
		2B	市街地、宅地、農地などなんらかの人為的な土地利用がなされている地区
第3種	既に宅地、商業地、農地等の人為的な土地利用がなされる地区で、特別名勝松島の景観に及ぼす影響が少ないものの、他の地区の自然環境を保持する上で大切な役割を果たす地区		
海　面	松島の景観の特質となっているまとまりのある多島海の主要な構成要素でり、海上からの近景、陸上からの遠景として重要な地区		

□建築物の現状変更の取扱い指針

区分		取扱指針	
特別保護地区		建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める場合がある。	
		意匠	外観等は、特に周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	既存規模を超えないこと。
第1種保護地区	1A	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	既存規模を超えないように努めること。
	1B	農林漁業用住宅、農林漁業用施設、分家住宅、民宿、住民が営む日常生活店舗等の新築及び既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模もしくは10mを超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	専用戸建住宅については、120㎡を超えないように努めること。農林漁業用施設、民宿、住民が営む日常生活店舗等の生業に係る建築物については、１Ｂ地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。その他の建築物については個別に判断される。 上記のいずれの取扱いにおいても、住民生活は配慮される。
	1C	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模もしくは10m（場所によって13m又は15m；図10）を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	専用戸建住宅については、120㎡を超えないように努めること。その他の建築物については、１Ｃ地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。 上記のいずれの取扱いにおいても、住民生活は配慮される。
第2種保護地区	2A	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。
		高さ	既存規模もしくは10mを超えないこと。かつ、主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	２Ａ地区内で同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。
	2B	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に支障をきたすもの以外は認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。
		高さ	既存規模もしくは10m（場所によって15m；図10）を超えないこと。かつ、主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	２Ｂ地区内で同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。
第3種保護地区		建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外は認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように留意すること。
		高さ	主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	特に制限をしないが、必要な規模にとどめること。

※資料：特別名勝松島保存管理計画

（10）都市施設等

①都市計画道路

松島町の都市計画道路※1は、三陸縦貫自動車道、中心部を通過する国道45号を基軸としたネットワークで構成されており、13路線、延長26.4kmの都市計画道路が計画決定されている。

都市計画道路の整備済み延長は、計画延長26.4kmに対して16.8km（63.8％）であり、概成済み延長2.8km（10.7％）、未整備済み延長6.8km（25.6％）となっている。

都市計画道路の状況

No.	番号	名称	計画幅員（m）	車線数	計画延長（m）	整備状況（m、％）						備考
						整備済		概成済		未整備		
						（m）	（％）	（m）	（％）	（m）	（％）	
①	1・4・4	松島幹線	20.5	4	10,660	10,660	100	－	－	－	－	整備済
②	1・3・6	松島幹線	23.5	4	3,190	3,190	100	－	－	－	－	整備済
③	3・4・408	根廻磯崎線	16.0	2	2,430	340	14	－	－	2,090	86	未整備（一部整備済）
④	3・5・401	松島海岸線	15.0	2	1,730	－	－	1,730	100	－	－	概成済
⑤	3・5・402	新松島駅前線	12.0	2	680	170	25	－	－	510	75	未整備（一部整備済）
⑥	3・5・403	磯崎海岸線	12.0	2	1,155	1,155	100	－	－	－	－	整備済
⑦	3・5・404	高城駅前線	12.0	2	300	－	－	－	－	300	100	未整備
⑧	3・6・405	高城本町線	10.0	2	1,100	680	62	420	38	－	－	整備済（一部概成済）
⑨	3・5・406	浜通線	15.0	2	620	620	100	－	－	－	－	整備済
⑩	3・6・407	山手線	11.0	2	1,650	－	－	－	－	1,650	100	未整備
⑪	7・7・401	東浜線	6.0	2	1,340	－	－	－	－	1,340	100	未整備
⑫	7・7・402	瑞巌寺線	6.0	2	670	－	－	670	100	－	－	概成済
⑬	7・7・403	新富山線	6.0	2	860	－	－	－	－	860	100	未整備
計		13路線	—		26,385	16,815	64	2,820	11	6,750	26	

注）平成30年3月現在　※資料：企画調整課

注）概成済み：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（おおむね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長

※1都市計画道路：安全安心な生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のこと。

②下水道

公共下水道は、松島湾・高城川の水質保全と生活環境の改善を目的に整備を進め、平成3年以降順次供用を開始している。公共下水道の普及率は、平成27年度末で67.7%、水洗化率は92.2%となっている。また、公共下水道区域以外の区域は、合併処理浄化槽の設置を促進しており、平成27年度末の水洗化率は41.0%となっており、松島町全体における平成27年度末の水洗化率は約76%となっている。

震災復興に係る下水道整備事業（排水路施設、雨水ポンプ施設等）が、現在進められており、平成32年度にかけて順次工事完了予定となっている。

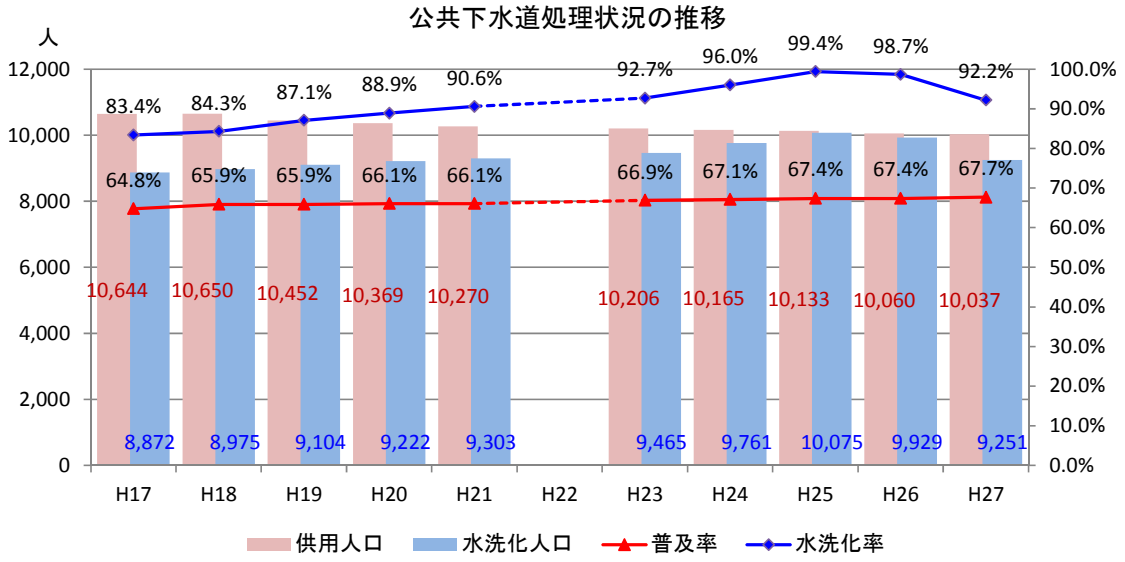

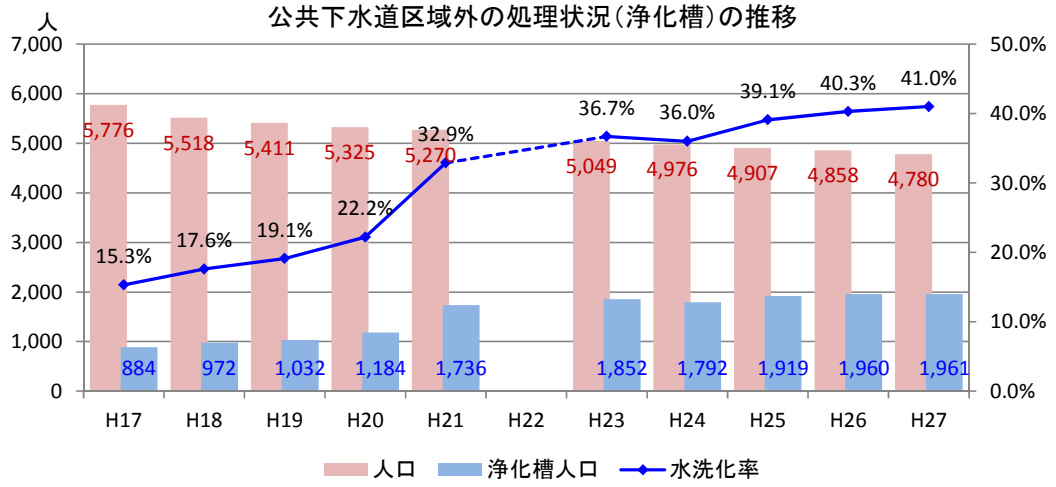

注）各年度3月31日現在（平成22年度は震災の影響により未調査）

※資料：宮城県生活排水処理施設整備事業調査

③公園・緑地

松島町は、特別名勝に指定されている優れた景観を有し、手樽海浜公園等の良好な水辺空間や松島運動公園等の快適な公園を有している。

町内の都市公園等の面積は合計で約53ha、1人あたり公園面積は約36㎡となっており、宮城県平均の1人あたり公園面積19㎡と比較すると広い状況にある。

町立の都市公園では、平成8年と平成10年に松島運動公園の拡張整備が行われ、また、平成11年に初原街区公園の新規供用が開始され、現在は4箇所、合計面積100,943㎡となっている。

県立の松島公園は、411,283㎡であり、松島町の都市公園面積の約8割を占めている。なお、都市計画公園※1として3箇所(28.0ha)が決定している。

都市公園等の整備状況

年度	都市公園等(都市計画区域内)								備考
	町管理						町管理以外		
	都市公園		その他		計				
	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	
H18	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	【町管理(都市公園)】 ①垣の内児童公園 ②初原街区公園 ③松島運動公園 ④東浜緑地 【町管理(その他)】 ①古浦農村公園 ②上竹谷農村公園 ③下竹谷北小泉農村公園 【町管理以外(都市公園)】 ①松島公園
H19	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H20	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H21	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H22	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H23	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H24	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H25	3	93,098	2	4,206	5	97,304	1	411,283	
H26	3	93,098	3	14,216	6	107,314	1	411,283	
H27	3	93,098	3	14,216	6	107,314	1	411,283	
H28	4	100,943	3	14,216	7	115,159	1	411,283	
H29	4	100,943	3	14,216	7	115,159	1	411,283	

注)各年度3月31日現在

※資料:企画調整課

都市計画公園の整備状況

No.	公園区分	公園名称	計画面積	供用面積	整備率	計画決定年月日
1	街区公園	2･2･1001 垣ノ内公園	0.1ha	0.1ha	100.0%	S61.6.18
2	総合公園	5･5･1001 松島海岸公園	18.1ha	18.1ha	100.0%	S61.5.30
3	運動公園	6･4･1001 松島運動公園	9.8ha	9.0ha	91.8%	S61.5.30
合計			28.0ha			

注)平成30年3月現在

※資料:企画調整課

※1都市計画公園:休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地で、都市計画として定められた公園のこと。

都市施設の整備状況図

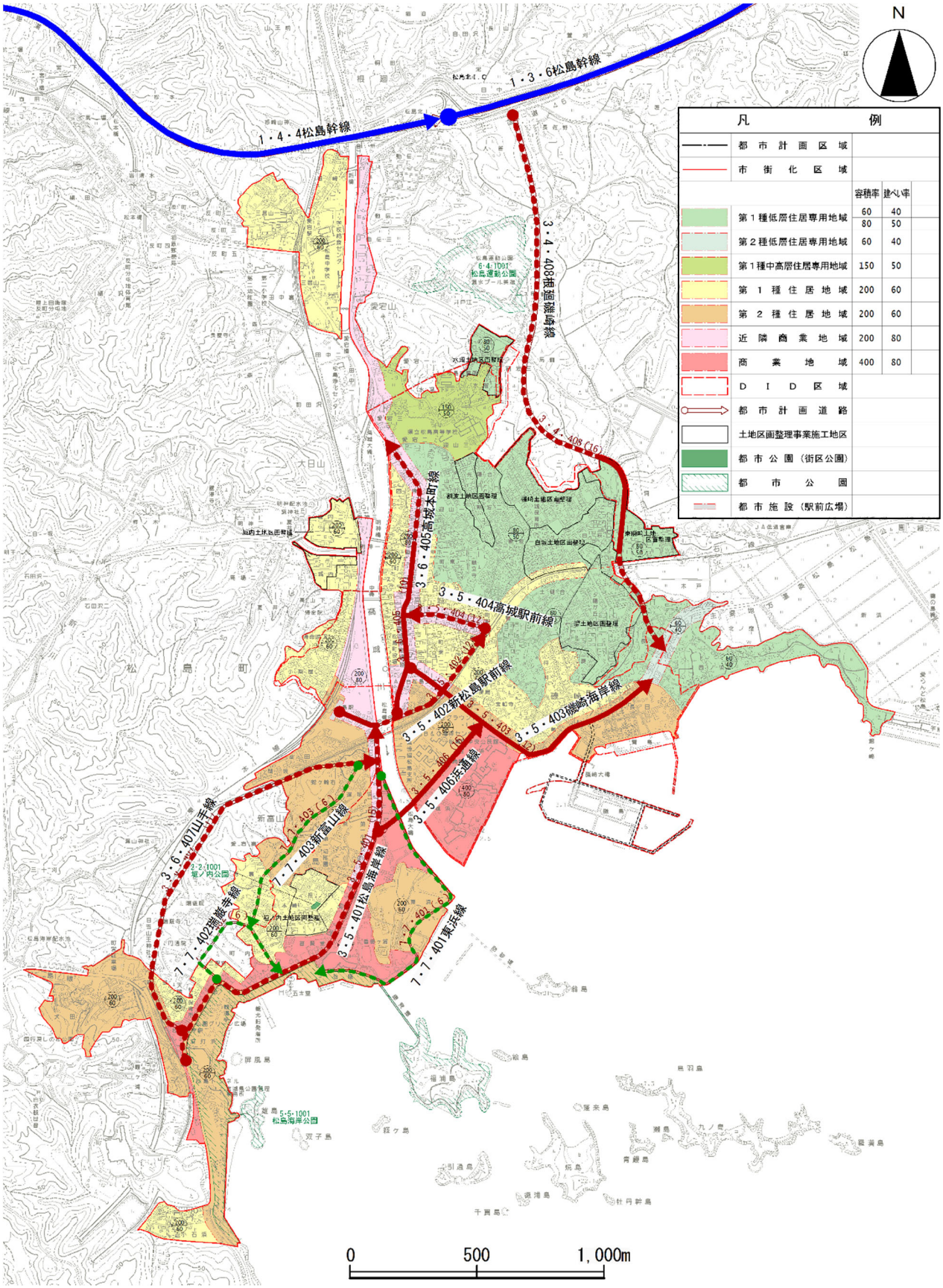

注）都市計画図（平成23年3月版）
　平成30年3月現在も都市計画道路、都市計画公園は変更無し

④公共公益施設

町内の官公庁施設は、松島町役場のほか、水道事業所、子育て支援センター、保健福祉センター、松島消防署等の公共公益施設等が立地している。

また、教育施設として、高等学校、中学校が各1校、小学校が3校、幼稚園が3園、保育所が分園を含め4箇所立地しているほか、スポーツ施設として、松島運動公園（多目的運動広場、野球場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、温水プール等）、松島フットボールセンター、町民グラウンドや海洋センター（体育館、屋外多目的運動場）等が立地し、多くの住民に利用されている。

コミュニティ施設としては、地区の交流拠点であるコミュニティセンター・集会施設等が、支館・分館含め各地区に立地しているほか、社会教育の役割を担う施設として、文化観光交流館（大ホール、会議室、研修室、展示コーナー等）や勤労青少年ホームが、文化施設として、品井沼干拓資料館が立地している。

一方、防災施設として、海岸に近接する地区を中心に防災センターや避難所等が立地している。

その他サービス施設としては、郵便局（簡易郵便局含む）が、市街地内及び郊外集落地内に点在しており、高城地区の中心市街地には、銀行や主要商業施設が立地しているほか、松島病院等の医療施設や地域包括支援センター等の社会福祉施設も町内各所に立地している。

主な公共公益施設（1）

区　分	名　称
官公庁施設	松島町役場
	松島町水道事業所
	松島町子育て支援センター
	希望園
	松島町保健福祉センター
	松島町野外活動センター
	松島消防署
	陸上自衛隊反町分屯地
	国土交通省北上川下流河川事務所鳴瀬出張所
	宮城県松島公園管理事務所
教育施設(高等学校)	県立松島高等学校
教育施設(中学校)	松島中学校
教育施設(小学校)	松島第一小学校
	松島第二小学校
	松島第五小学校
教育施設(幼稚園)	松島第一幼稚園
	松島第二幼稚園
	松島第五幼稚園
スポーツ施設	松島運動公園
	松島フットボールセンター
	町民グラウンド
	松島海洋センター

注）平成30年3月現在

主な公共公益施設(2)

区　分	名　称
コミュニティ施設	垣ノ内集会場
	勤労青少年ホーム
	華園集会場
	文化観光交流館(松島中央公民館)
	本郷ふれあいセンター
	明神地区コミュニテイ消防センター
	古浦集会所
	松島東部地域交流センター
	北小泉下竹谷地区コミュニテイセンター
	上竹谷生活センター
	品井沼農村環境改善センター
	上幡谷生活センター
	初原コミュニテイセンター
	桜渡戸分館
	根廻分館
	高城コミュニティセンター
	手樽地域交流センター
文化施設	観瀾亭(博物館)
	品井沼干拓資料館
防災施設	石田沢防災センター
	松島防災センター
	松島海岸公園避難施設(明月庵)
	松島パノラマハウス避難所
	三十刈避難所
	帰命院避難所
	高城避難所
	磯崎避難所
	白萩避難所
	長田避難所
	手樽防災センター
	古浦避難所
	三浦避難所
	名籠避難所

注)平成30年3月現在

3－3　住民意向

松島町のまちづくりに関するアンケート調査結果を以下に示す。

(1) 町の取り組みに関する満足度と重要度の評価

現行計画における各分野別の取り組み（33項目）に関する現状の満足度・今後の重要度の評価について、満足度が低く、重要度が高いと評価された下記の5項目については、優先性が高い取り組みとして位置づけられる。

現行計画における各分野別の取り組み（33項目）

No.	分野	取り組み項目	No.	分野	取り組み項目
1	土地利用・居住環境	良好な住環境の整備状況	19	安全・安心	交通事故に対する安全性
2		近隣の建物の密集や老朽の程度	20		火災・延焼に対する安全性
3		工場と住宅が混在している状況	21		土砂災害・風水害対策
4		観光施設と住宅が混在している状況	22		地震・津波防災対策
5		商業施設の立地状況	23		避難場所・避難路の分かりやすさ
6		医療施設の立地状況	24	景観	建物などのまち並みの美しさ
7		保健・福祉施設の整備状況	25		看板など屋外広告物の規制
8		子育て支援施設の整備状況	26		山並みや田園、水辺などの風景の美しさ
9		学校教育施設の整備状況	27		寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全
10		生涯学習施設の整備状況	28	自然環境	森林や河川・海岸などの自然環境の保全
11		ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設の整備状況	29		道路や公共施設の敷地の緑化
12		公園や遊び場の整備状況	30		民間施設や工場の敷地の緑化
13	道路・交通	歩行者に対する安全性	31		住宅地の生け垣などの緑化
14		身近な生活道路の利用のしやすさ	32	住民参加	まちづくりへの町民参加の機会
15		国道や県道など幹線道路の利用のしやすさ	33		都市計画・まちづくりに関する情報提供
16		駐車場の整備状況			
17		鉄道の利用のしやすさ			
18		町営バスの利用のしやすさ			

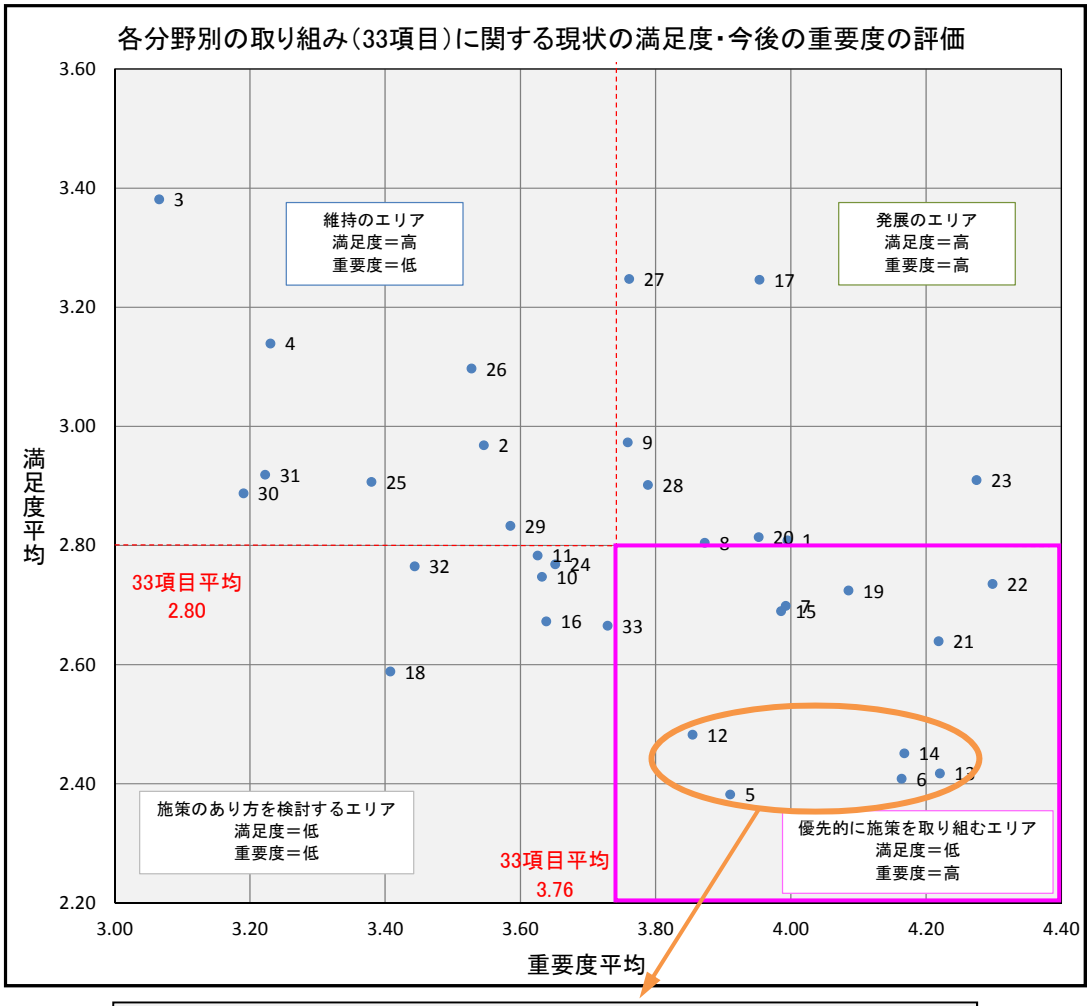

■優先性が高い（満足度が低く重要度が高い）取り組み
No. 13：歩行者に対する安全性（道路・交通）
No.　6：医療施設の立地状況（土地利用・居住環境）
No. 14：身近な生活道路の利用のしやすさ（道路・交通）
No.　5：商業施設の立地状況（土地利用・居住環境）
No. 12：公園や遊び場の整備状況（土地利用・居住環境）

(2) 定住意向

今後の居住意向について住民意見を聞いたところ、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」の合計値が74%と高く、住み続けたいと感じている人が多くなっている。

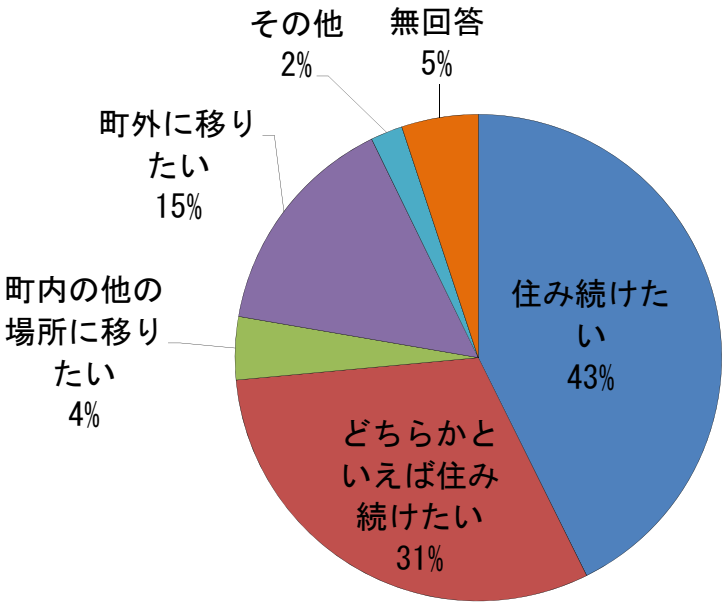

(3) 若年層の移住・定住対策

若年層の移住・定住対策については、「医療体制の充実」が567人と最も多く、次いで「住環境の整備促進」と「商業施設の充実・活性化」が456人と多くなっている。また、優先順位の高いもの(1位)で見ると、「住環境の整備促進」が244人と最も多くなっており、若年層の移住・定住対策として、住環境を重視する意見が多くなっている。

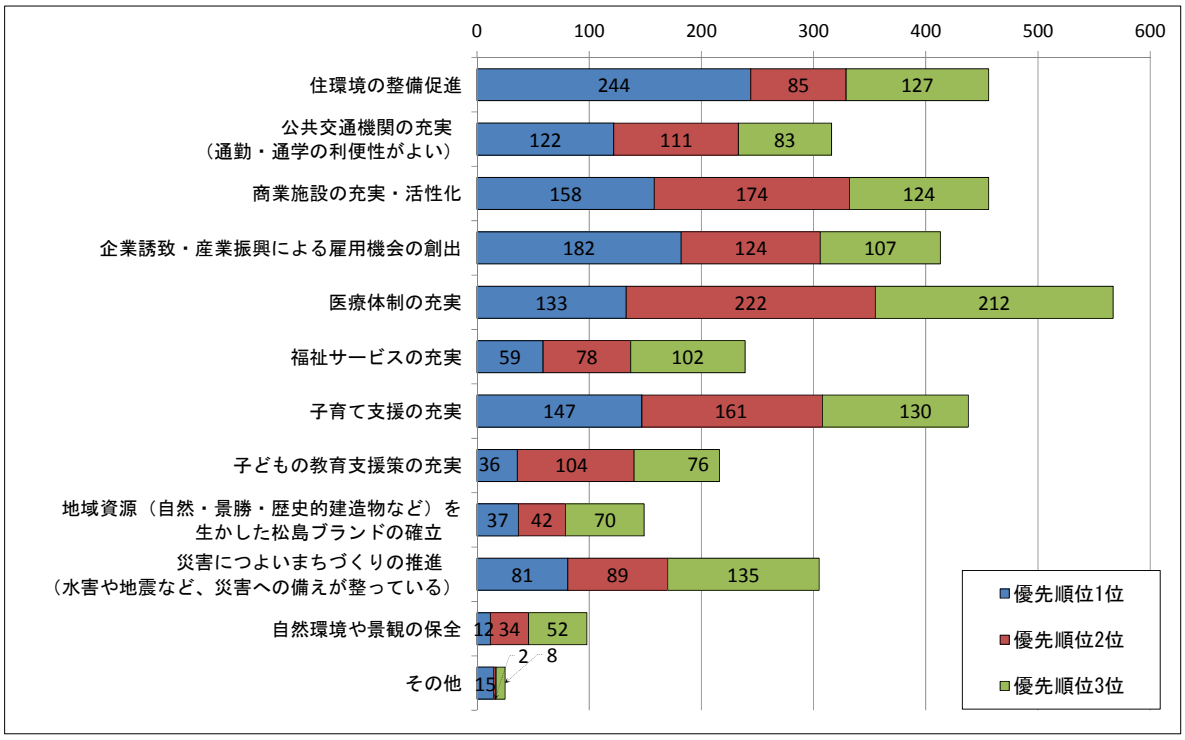

3－4　まちづくりの主要課題の整理

我が国を取り巻く社会・経済状況や松島町の現状、住民意向等を踏まえ、松島町におけるまちづくりの主要課題を以下に整理する。

課題①　：　定住促進、住環境に関する課題

- 松島町の人口減少、少子高齢化に適切に対応するため、子育て世代を中心とした若者の定住促進に努め、転出の抑制と転入の増加により、人口の社会減に歯止めをかけていく必要がある。
- 定住促進に資する魅力ある住宅地を創出するため、交通の利便性や良好な自然環境など松島町の特性を生かした良好な住環境を確保することが必要であり、市街化区域内の低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化調整区域においても、既存集落の維持・保全を図るため、駅前の利便性を生かしつつ良好な自然環境と調和したゆとりある居住空間づくりなどを推進する必要がある。
- 若者の定住促進や多世帯での居住など幅広い住宅ニーズに対応した住宅確保の支援策を推進するとともに、子育て・教育支援策や医療を含めた福祉施策等との連携など、全庁的な取り組みを推進していく必要がある。

課題②　：　活力あるまちづくりに向けた都市基盤整備と産業振興に関する課題

- 安定した雇用の創出による定住促進を図るため、特別名勝松島の指定区域外となる市街化調整区域においても、松島町の地理的優位性及び恵まれた交通条件を生かした新たな製造業、流通業、研究施設等の産業拠点の形成や、商業振興に資する沿道土地利用の適正化など、都市基盤整備に向けた土地利用のあり方を検討していく必要がある。
- 国・県等と連携を図りながら、国道 45 号の渋滞解消に向けた初原バイパスの整備の促進に努め、総合的な道路ネットワークを形成するとともに、根廻磯崎線をはじめ都市計画道路の計画的整備と見直しを行う必要がある。また、観光客等が安心して歩いて楽しめる歩行者空間の整備、駐車場対策等を推進していく必要がある。
- 町財政の縮小が懸念される中において、都市基盤の重要な要素となる公共公益施設の総合的かつ戦略的な維持管理に努め、効果的・効率的な施設の経営管理を行っていく必要がある。

課題③　：　豊かな自然環境や歴史的風土の保全に関する課題

- 国の特別名勝や県立自然公園、由緒ある文化財や史跡等の自然・景勝や歴史的建造物等の町の財産を今後も引き続き保全・継承する取り組みを推進するとともに、水質の保全や松食い虫の被害等への対策を推進していく必要がある。
- 日本三景の松島らしい景観を保全・継承するために、住民のまちづくり活動等によりその地域ならではの生活スタイルを確立し、住民協働による景観形成に向けた体制・取り組みの強化を図る必要がある。

課題④ ： 防災に関する課題

- 関係機関等と連携のもと、防災拠点や避難路等の早期整備、適切な維持管理に努めるとともに、復興に向けた取り組みを迅速に推進していく必要がある。また、ライフライン等の機能確保や住宅等の建築物の耐震化を図り、災害に強い都市づくりを推進していく必要がある。
- 近年増発する自然災害等に適切に対応するため、松島町を訪れる観光客等の避難を含め、地域が一体となり自助・共助・公助による防災体制を確立する必要があり、防災情報の周知や自主防災組織の育成・支援、防災訓練、防災教育を継続・推進していく必要がある。

課題⑤ ： 地域コミュニティに関する課題

- 地域コミュニティを維持するため、既存集落の良好な居住環境を保全・創出するとともに、高齢化の進行や定住促進に対応するための公共交通のあり方等について検討していく必要がある。
- 地域の防災活動や各種イベント等を通じて、地域のコミュニティ活動の担い手を育成するとともに、まちづくり活動への住民参加体制の充実・強化に努める必要がある。